

工損調査等業務費積算基準

平成 11 年 7 月制定

平成 13 年 8 月改正

広島県土木部

————◆ 目 次 ◆————

第 1 適用範囲 2

第 2 業務費の構成 2

第 3 業務費の内容及び積算

1 直接業務費 3

2 間接業務費 4

3 消費税及び地方消費税相当額 5

4 端数処理 5

5 その他 5

第 4 建物の区分 6

第 5 工損調査等歩掛

1 準備打合せ 7

2 事前調査 8

3 事後調査 10

4 算定 11

5 費用負担説明 12

工損調査等業務費積算基準

(平成 11 年 7 月 8 日制定)

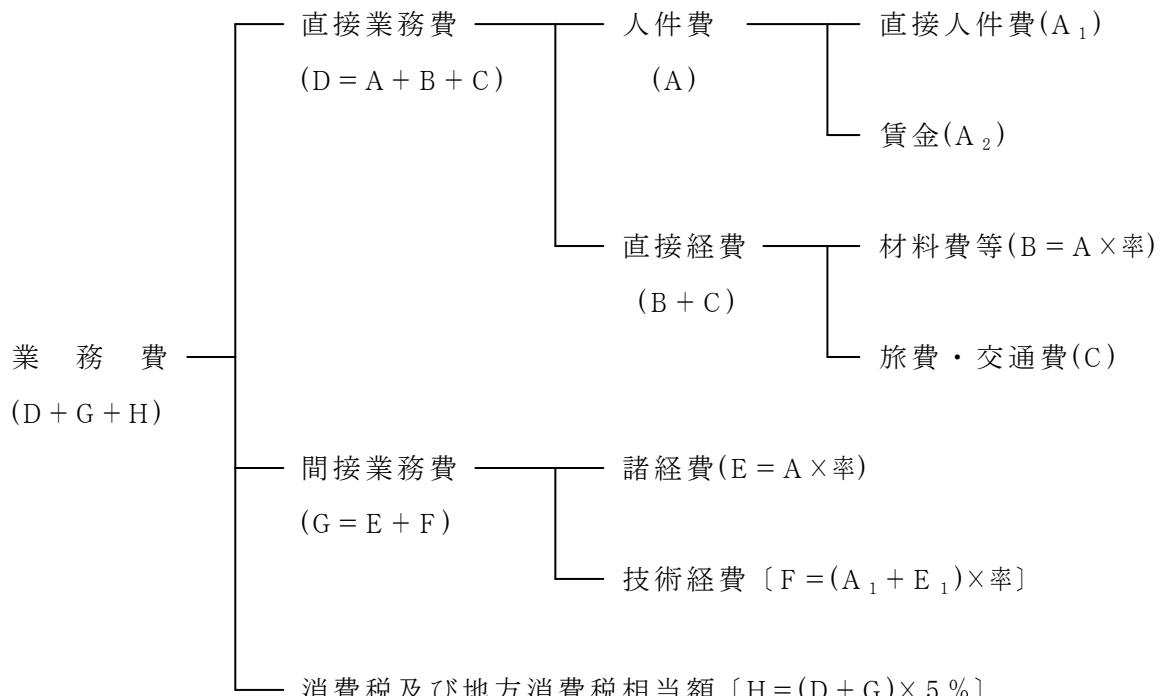
最終改正 平成 13 年 8 月 1 日

第 1 適用範囲

この基準は、広島県土木建築部の所掌する公共事業の施行に伴い、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通達。以下「事務処理要領」という。）第 2 条第 5 号に規定する建物等の配置及び現況に関する事前調査、事務処理要領第 4 条に規定する事後調査、事務処理要領第 7 条に規定する費用負担額の算定及び費用負担の説明業務（以下「工損調査等」と総称する。）を別に定める工損調査等共通仕様書によって補償コンサルタント等へ発注する場合の業務費の積算に適用するものとする。

第 2 業務費の構成

この基準による業務費の構成は、原則として次のとおりとする。



注 E₁ は、A₁ に係る諸経費とする。

第3 業務費の内容及び積算

1 直接業務費

直接業務費は、次のとおり人件費及び直接経費に区分して積算するものとする。

(1) 人件費

ア 直接人件費

直接人件費は、工損調査等を実施するために必要な技術者の費用で、その基準単価は、原則として、国土交通省大臣官房技術調査課において定める設計業務委託等技術者単価を使用するものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別の基準単価を使用することができる。

イ 賃金

賃金は、工損調査等を実施するに当たって掘削、樹木の伐採、保安要員の配置等が特に必要と認められる場合に計上するものとし、その基準単価は、賃金日額表の各地域単価を使用するものとする。

ウ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合において、計上人員（歩掛）は、小数第3位を切り捨てるものとする。

（例示）木造建物A（表2-1）の場合

職種	(基準値) 70 m ² 以上 130 m ² 未満	(表2-2) 補正率	(補正值) 200 m ² 以上 300 m ² 未満
技師A	0.51人	1.80	0.91
技師B	0.61人	1.80	1.09
技師C	0.63人	1.80	1.13
技師D	0.12人	1.80	0.21

(2) 直接経費

ア 材料費等

材料費等は、工損調査等を実施するに当たって必要な費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第4条第3項第7号に規定する完成業務原価報告書の科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、淨書等及び印刷、陽画焼付け、製本、写真代）及び消耗品費（調査等の業務に当たって必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次式により算出した額を計上するものとする。

$$\text{材料費等} = \text{人件費} \times 0.08$$

イ 旅費・交通費

旅費・交通費は、工損調査等を実施するに当たって必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、測量業務積算基準の規定に準じて積算するものとする。この場合において、同基準中「測量技師補」とあるのは「技師C」と読み替えるものとする。

2 間接業務費

間接業務費は、次のとおり諸経費（業務管理費及び一般管理費）及び技術経費に区分して積算するものとする。

(1) 諸経費（業務管理費及び一般管理費）

諸経費は、直接業務費で積算される経費以外の経費及び一般管理費等の費用として、次表の率を次式により算出した額を計上するものとする。

$$\text{諸経費} = \text{人件費} \times \text{諸経费率}$$

委託の相手方	諸経费率
當利法人の場合	100%
公益法人の場合	90%

(2) 技術経費

技術経費は、補償コンサルタントにおける平素の技術及び能力の高度化に要する経費等で、技術研究費及び技術報酬から成るものとし、次式により算出した額を計上するものとする。

$$\text{技術経費} = (\text{直接人件費} + \text{諸経費}) \times \text{技術経费率}$$

注 1 諸経費は、直接人件費に係る諸経費の額とする。

2 賃金及び直接経費（材料費等及び旅費・交通費）は、技術経費の対象としないものとする。

3 工損調査業務（工損調査等のうち費用負担説明業務を除く業務をいう。

以下同じ。）に係る技術経费率は 10 パーセントとし、費用負担説明業務に係る技術経费率は 20 パーセントとする。

なお、これらを同時に発注する場合には、準備打合せに対する技術経費率は 10 パーセントとし、技術経費の合計額において端数処理を行うものとする。

3 消費税及び地方消費税相当額

消費税及び地方消費税相当額は、直接業務費、間接業務費の合計額に 0.05 を乗じた額を計上するものとする。

4 端数処理

直接業務費及び間接業務費にあっては 1,000 円未満を切り捨て、消費税及び地方消費税相当額にあっては端数処理を行わないものとする。

5 その他

(1) 履行期間

工損調査等の履行期間は、次によるものとする。

- ア 費用負担説明業務にあっては、業務内容、規模、地域の実情等を考慮して適正な履行期間を定めるものとする。
- イ 工損調査業務にあっては、次式によって算出した日数を標準とし、調査対象となる区域の実情等を判断して適正な履行期間を定めるものとする。

なお、費用負担説明業務と併せて発注するときは、上記アにより判断した期間を加算するものとする。

$$\text{履行期間 (日)} = (A + B \times C) \times 1.4$$

注 1 Aは、準備打合せ、現地立入り確認、成果品検査等に要する日数として 7 日を標準とする。

2 Bは、調査対象となる建物の棟数とする。

3 Cは、建物 1 棟の調査、図面作成等及び積算に要する日数として 4 日を標準とする。

(2) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業、調査内業及び積算とする。

ア 調査外業とは、建物等の現地での調査及び関係官公署等での調査をいう。

イ 調査内業とは、調査外業の結果を基に行う図面、調査書等の作成及び費用負担

額算定に必要となる数量の計算等の作業をいう。

ウ 積算とは、調査内業の結果を基に行う各種単価の調査及び費用負担額等の計算並びに成果品の整理、製本等の作業をいう。

(3) 職種の表示

工損積算基準の歩掛表に表示する職種は、次表のとおりとする。

職種名	表示職種
主任技師	主任技師
技師（A）	技師A
技師（B）	技師B
技師（C）	技師C
技術員	技師D

第4 建物等の区分

建物等の区分は、次表のとおりとする。

区分	判断基準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会、茶屋及び土蔵造の建物
非木造建物ア	店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
非木造建物イ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
非木造建物ウ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。

第5 工損調査等歩掛

1 準備打合せ

準備打合せの費用は、工損調査の適正な執行を期するために必要となる監督職員等との業務内容に関する協議、報告等に要する費用とし、準備打合せの直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

表1

種目	単位	職種	人員	備考
準備打合せ	業務	技師 A	0.87人	基本額
		技師 B	0.87人	
		技師 C	0.87人	
	(権利者)	技師 A	0.12人	加算額
		技師 B	0.12人	

注 1 加算額は、事務処理要領第4条に規定する事後調査に適用するものとし、

単位における権利者とは、費用負担の対象となる建物等の所有者とする。

2 加算額の計上においては、次式により権利者数を算出するものとする。

費用負担の対象となる建物等の所有者数 - 5

2 事前調査

事前調査の直接人件費の積算は、表 2-1 により行うものとする。この場合において、鉄骨系、コンクリート系、木質系のプレハブ造の建物については、木造建物の規定を適用するものとする。

表 2-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計
				調査	図面等	積算	
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.45 人	0.06 人	—	0.51 人
			技師 B	0.45 人	0.16 人	—	0.61 人
			技師 C	0.45 人	0.18 人	—	0.63 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
木造建物 B	棟	同上	技師 A	0.54 人	0.06 人	—	0.60 人
			技師 B	0.54 人	0.18 人	—	0.72 人
			技師 C	0.54 人	0.18 人	—	0.72 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
木造建物 C	棟	同上	技師 A	0.34 人	0.06 人	—	0.40 人
			技師 B	0.34 人	0.12 人	—	0.46 人
			技師 C	0.34 人	0.14 人	—	0.48 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	0.50 人	0.06 人	—	0.56 人
			技師 B	0.50 人	0.20 人	—	0.70 人
			技師 C	0.50 人	0.20 人	—	0.70 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
非木造建物 ア	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.93 人	0.06 人	—	0.99 人
			技師 B	0.93 人	0.39 人	—	1.32 人
			技師 C	0.93 人	0.35 人	—	1.28 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
非木造建物 イ	棟	同上	技師 A	1.19 人	0.06 人	—	1.25 人
			技師 B	1.19 人	0.47 人	—	1.66 人
			技師 C	1.19 人	0.41 人	—	1.60 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
非木造建物 ウ	棟	同上	技師 A	0.65 人	0.06 人	—	0.71 人
			技師 B	0.65 人	0.29 人	—	0.94 人
			技師 C	0.65 人	0.27 人	—	0.92 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物 A、B 及び C にあっては表 2-2、木造特殊建物にあっては表 2-3、非木造建物ア、イ及びウにあつ

ては表 2-4 に定める補正率を適用するものとする。

2 建物 1 棟が複数の区分所有権者による共同所有になっている場合は、本表を適用せず、表 2-5 により直接人件費を積算するものとする。この場合において、単位の適用は、区分所有権の目的となっている建物の部分 1 個をもって 1 戸とするものとする。

表 2-2 (木造建物 A, B 及び C の補正率)

建物 延面 積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満	450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	4.00	5.30

表 2-3 (木造特殊建物の補正率)

建物 延面 積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

表 2-4 (非木造建物ア, イ及びウの補正率)

建物 延面 積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10
3,000 m ² 以上	4,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上	7,000 m ² 以上	10,000 m ² 以上	15,000 m ² 以上		
4,000 m ² 未満	5,000 m ² 未満	7,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	15,000 m ² 未満			
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90		

表 2-5 (区分所有建物に係る事前調査)

区分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計
				調 査	図面等	積 算	
区分所有建物	戸	130 m ² 程度 まで	技師 A	0.40 人	0.06 人	—	0.46 人
			技師 B	0.40 人	0.25 人	—	0.65 人
			技師 C	0.40 人	0.16 人	—	0.56 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人

3 事後調査

事後調査の直接人件費の積算は、表 3-1 により行うものとする。

表 3-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	
				調査	図面等		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.36 人	0.12 人	—	0.48 人
			技師 B	0.36 人	0.12 人	—	0.48 人
			技師 C	0.36 人	0.09 人	—	0.45 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
木造建物 B	棟	同上	技師 A	0.44 人	0.12 人	—	0.56 人
			技師 B	0.44 人	0.12 人	—	0.56 人
			技師 C	0.44 人	0.09 人	—	0.53 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
木造建物 C	棟	同上	技師 A	0.27 人	0.12 人	—	0.39 人
			技師 B	0.27 人	0.12 人	—	0.39 人
			技師 C	0.27 人	0.06 人	—	0.33 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	0.44 人	0.12 人	—	0.56 人
			技師 B	0.44 人	0.12 人	—	0.56 人
			技師 C	0.44 人	0.09 人	—	0.53 人
			技師 D	—	0.12 人	—	0.12 人
非木造建物 ア	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88 人	0.12 人	—	1.00 人
			技師 B	0.88 人	0.12 人	—	1.00 人
			技師 C	0.88 人	0.18 人	—	1.06 人
			技師 D	—	0.37 人	—	0.37 人
非木造建物 イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	1.12 人	0.12 人	—	1.24 人
			技師 B	1.12 人	0.12 人	—	1.24 人
			技師 C	1.12 人	0.20 人	—	1.32 人
			技師 D	—	0.37 人	—	0.37 人
非木造建物 ウ	棟	同上	技師 A	0.63 人	0.12 人	—	0.75 人
			技師 B	0.63 人	0.12 人	—	0.75 人
			技師 C	0.63 人	0.15 人	—	0.78 人
			技師 D	—	0.37 人	—	0.37 人

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物 A, B 及び C にあっては表 2-2, 木造特殊建物にあっては表 2-3, 非木造建物ア, イ及びウにあっては表 2-4 に定める補正率を適用するものとする。

2 建物 1 棟が複数の区分所有権者による共同所有になっている場合は、本表

を適用せず、表 3-2 により直接人件費を積算するものとする。この場合において、単位の適用は、区分所有権の目的となっている建物の部分 1 個をもって 1 戸とするものとする。

表 3-2 (区分所有建物に係る事後調査)

区分	単位	規模	職種	外業		内業	計
				調査	図面等		
区分所有建物	戸	130 m ² 程度まで	技師 A	0.25 人	0.06 人	—	0.31 人
			技師 B	0.25 人	0.08 人	—	0.33 人
			技師 C	0.25 人	0.12 人	—	0.37 人
			技師 D	—	0.08 人	—	0.08 人

4 算定

算定の直接人件費の積算は、木造建物（木造特殊建物を含む。）、非木造建物及び区分所有建物に区分し、表 4 により行うものとする。

表 4

区分	単位	規模	職種	外業		内業	計
				調査	図面等		
木造建物	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	—	0.08 人	0.06 人	0.14 人
			技師 C	—	0.70 人	0.31 人	1.01 人
			技師 D	—	—	0.06 人	0.06 人
非木造建物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	—	0.25 人	0.12 人	0.37 人
			技師 C	—	1.75 人	0.77 人	2.52 人
			技師 D	—	—	0.08 人	0.08 人
区分所有建物	戸	130 m ² 程度	技師 A	—	0.04 人	0.06 人	0.10 人
			技師 C	—	0.31 人	0.12 人	0.43 人
			技師 D	—	—	0.04 人	0.04 人

注 1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物 A、B 及び C にあっては表 2-2、木造特殊建物にあっては表 2-3、非木造建物ア、イ及びウにあっては表 2-4 に定める補正率を適用するものとする。

5 費用負担説明

費用負担説明の直接人件費の積算は、次により行うものとする。

(1) 準備打合せ

準備打合せの費用の内容及び取扱いは、用地調査等業務費積算基準第5「建物等の調査」の2「準備打合せ」に準じるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-1により行うものとする。

表5-1

種目	単位	職種	人員
準備打合せ	業務	主任技師	1.25人
		技師A	1.25人
		技師B	1.25人

(2) 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び現地踏査等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種目	単位	職種	外業	内業	計
概況ヒアリング等	権利者	主任技師	—	0.04人	0.04人
		技師A	0.06人	0.04人	0.10人
		技師C	0.06人	0.04人	0.10人

注 1 技師A1名、技師C2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、

概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

2 直接人件費 = 権利者数 × 単価

(3) 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

種目	単位	職種	外業	内業	計
説明資料の作成等	権利者	主任技師	—	0.04人	0.04人
		技師A	—	0.12人	0.12人
		技師C	—	0.23人	0.23人

注 直接人件費 = 権利者数 × 単価

(4) 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 5-4 により行うものとする。

表 5-4

種 目	単 位	職 種	外業	内業	計
費用負担の説明	権利者	主任技師	—	0.08 人	0.08 人
		技 師 A	1.46 人	0.08 人	1.54 人
		技 師 C	1.46 人	0.43 人	1.89 人

注 直接人件費 = 権利者数 × 単価